

松本市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を議会及び市長に提出したので、次のとおり公表する。

令和2年3月9日

松本市監査委員	太	田	由	夫
同	竹	本	祐	子
同	中	島	昌	子

- 1 令和元年度財政援助団体等監査結果報告  
別添(写)のとおり

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

松本市監査委員



# 目 次

1	監査の期間	1
2	監査の範囲	1
3	監査の対象	1
4	指定管理の概要	1
5	監査の方法	2
6	監査の結果	3

## 1 監査の期間

令和元年10月2日から令和2年3月8日まで

## 2 監査の範囲

平成29年度及び平成30年度並びに令和元年度監査時点の事業に係る出納その他の事務執行

## 3 監査の対象（公の施設）

松本市竜島温泉施設

指定管理者 株式会社奥原造園

施設所管課 商工観光部観光温泉課

## 4 指定管理の概要

### (1) 指定管理に係る施設

#### ア 名称

松本市竜島温泉施設

#### イ 開設年度

平成12年5月

#### ウ 施設内容

##### (ア) 構造

木造平家建

##### (イ) 敷地面積

13,381.41㎡

##### (ウ) 延床面積

735.41㎡（建築面積）

##### (エ) 施設内容

#### a せせらぎの湯（温泉入浴施設）

1階浴室（露天付）各2、脱衣室、トイレ、湯沸室、マッサージ室（4畳）  
無料休憩室48畳（24畳、16畳、8畳）、事務室、機械室

#### b 交流館

有料休憩室44畳（10畳2間、8畳3間）、食事処、厨房、売店  
自動販売機コーナー、湯沸室、トイレ、管理人休憩室、倉庫

### (2) 指定管理者

#### ア 名称

株式会社奥原造園

#### イ 所在地

松本市大字島立581番地B棟（令和元年12月2日付け松本市波田3821番地に変更）

#### ウ 設立年月日

昭和60年11月11日

#### エ 指定の期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

オ 利用料金制の適用

有（独立採算・納付金方式）

(3) 利用状況

平成29年度 70,995人（延べ）

平成30年度 64,495人（延べ）

(4) 収支状況

（単位：千円）

項目		平成30年度		平成29年度	
		計画額	実績額	計画額	実績額
収入	利用料金収入	52,050	40,053	46,800	44,800
支出	人件費	18,000	17,723	18,000	17,606
	管理運営費	27,800	33,145	26,390	40,488
	計	45,800	50,868	44,390	58,094
収支差額（損益）		6,250	△10,815	2,410	△13,294

## 5 監査の方法

指定管理者に対しては、施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況について関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているか、施設所管課に対しては、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施しました。

(1) 監査の着眼点

指定管理者関係	施設所管課関係
(1) 施設は、関係法令（条例を含む。）の定めるところにより適切に管理されているか。	(1) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。	(2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(3) 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。	(3) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は、適正になされているか。
(4) 利用促進のための努力は、なされているか。	(4) 事業報告書の点検は、適切になされているか。
(5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。また、他の事業との会計区分は、明確になっているか。	(5) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は、適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は、適切になされているか。	(6) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
(7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。	

(2) 委員監査実施日

ア 指定管理者実地監査

令和元年11月14日

イ 施設所管課監査

令和元年11月27日

## 6 監査の結果

### (1) 総括

監査の対象とした出納その他の事務については、下記の意見・要望事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽微な指摘事項については、口頭で留意又は改善を促しました。

### (2) 意見・要望事項

制度又は運用等に検討を求める意見・要望事項は、次のとおりです。

#### ア 指定管理者関係

(ア) 会計経理及び出納事務は、適正に行われていました。今後は、より一層明瞭性を高めるため、券売機を使用していない食堂の一部の売上についても機械管理ができる等の工夫を検討してください。

(イ) 利用促進の観点から、既存の利用者だけでなく、新規の来客をいかに増やしていくかが重要です。ホームページの充実等による情報発信を進め、指定管理者の本業である造園業との相乗効果が期待できる自主事業を展開すること等により、当該施設ならではの魅力を高め、誘客に取り組んでください。

#### イ 所管課関係

(ア) 本施設は、松本市市税条例（昭和26年条例第26号）に基づき入湯税の課税が免除されていますが、この入湯税の取扱いについて、応募の際の提出書類に誤認がありました。選定審議会に諮る前に整備できるように、事前の書類審査に十分な注意を払ってください。また、他の温泉施設との公平性の観点等から、入湯税課税免除のあり方について必要な見直しを検討してください。

(イ) 応募時の収支計画書と実際の収支状況に大きな差があります。また、事業計画書で計画された自主事業が実際に行われていないものがありました。公募により選定された経過を踏まえ、指定管理者と適切かつ十分な協議をしてください。

(ウ) 備品の調達について、指定管理者との協議が不足したまま購入・設置されているものがありました。指定期間終了後の帰属等を含め、協定に基づく適切な事前協議をしてください。

(エ) 総務省通知によれば、指定管理者制度は、「公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするもの」（平成15年7月17日総行第87号）とされ、「公共サービスの水準の確保という要請を満たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものである」（平成22年12月28日総行第38号）と指摘されています。

本施設では、指定管理者を公募しましたが、応募は、1者のみとなり、選定時点での競争性がありませんでした。また、独立採算方式の利用料金制を採用していますが、赤字が続いているのが現状です。さらに、当該施設では、実際に利用者数が減少しています。

利益が見込み難くなると今後ますます指定管理者制度に沿って応募しようとする団体が減少することが懸念され、また、現指定管理者の指定期間終了後の施設のあり方が大きな課題となってきます。

そこで、経費削減の結果として市民サービスが低下するようなことがないよう、市の経費負担の考え方等を随時見直し、本来の制度の目的に沿って指定管理者の応募や事業がしやすい指定条件や納付金制度の内容の見直しを検討してください。

また、指定管理者の選定に当たっては、過大な計画を提出した者が、他者との競争において不当に有利にならないよう、その実現可能性についても留意してください。